

**遺失物取扱いのしおり**  
**(施設占有者のみなさまへ)**

兵庫県警察本部総務部会計課監査第三係

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. はじめに.....                              | 1  |
| 2. 基本的事項.....                             | 1  |
| 3. 拾得物に関する権利.....                         | 2  |
| ①所有権について.....                             | 2  |
| ②報労金（お礼）について.....                         | 3  |
| ③費用請求権について.....                           | 3  |
| 4. 所有権を取得できない物件について.....                  | 4  |
| 5. 施設占有者の義務.....                          | 5  |
| ①施設内で落とし物が拾われ施設占有者に提出されたとき.....           | 5  |
| ②遺失者への返還（※ 警察署へ拾得物を届出する前に遺失者が判明した場合）..... | 6  |
| ③警察署長への物件の提出.....                         | 6  |
| 6. お客様等（施設内拾得者）が拾得した時.....                | 7  |
| ①施設内拾得者が拾得物を施設占有者に提出した場合.....             | 7  |
| ②施設内拾得者が拾得物を直接警察へ届出した場合.....              | 7  |
| 7. 保管期間満了後の取扱い.....                       | 8  |
| 8. 罰則規定.....                              | 8  |
| 9. 施設内で落とし物が拾われた時の流れ.....                 | 9  |
| 10. 特例施設占有者制度について.....                    | 10 |
| 11. 電磁的記録による取扱い.....                      | 10 |

別紙1 拾得物件預り書

別紙2 拾得物件台帳(閲覧用)

別紙3 受領書

別紙4 提出書

別紙5 施設内拾得に対する同意書

別紙6 委任状

## 1. はじめに

この資料は施設占有者の方がお客様などの落とし物を取扱いされる際に知っておいていただきたい内容をまとめたものです。業務の参考として活用され、適正に落とし物の取扱いをしていただきますようよろしくお願いします。

## 2. 基本的事項

➤ このしおりで使用されている言葉の定義

### ○ 遺失物とは

遺失物とは「占有者の意思によらず、かつ、奪取によらずに占有を離れたもの」と定義されています。つまり、持ち主が無意識のうちに落としてしまったものや忘れたものが該当します。預けたものやあげたもの、捨てたものは含まれません。

### ○ 拾得物とは

遺失物が拾われるとその物を「拾得物」といいます。

### ○ 拾得者・遺失者とは

拾得者とは 落とし物を拾った方をいいます。  
遺失者とは 落とし物をされた方をいいます。

### ○ 施設とは

遺失物法第2条により「建築物その他の施設(車両、船舶、航空機、その他の移動施設を含む)であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。」と定められています。

※ 警備員や駅員などがおらず、無人の時間帯は「施設」に該当しません。

### ○ 施設占有者とは

「施設」を自己のためにする意思を持って支配している者を「施設占有者」といいます。(商店主や代表取締役社長等) 施設占有者の代理人(雇われている店長等)や使用人、従業員等が拾得した物件は、当該施設占有者が拾得したものとして取扱います。

※ 施設の従業員である店長や支配人などが拾得物の届出をしたり保管期間満了後の拾得物の交付を受けたりする場合は、代表取締役社長等から拾得物の取扱いについて委任を受けておくことが望ましいです。別紙6に委任状の様式例を記載していますので、警察署への提出をお願いします。

### 3. 拾得物に関する権利

落とし物を拾って決められた期間内に届けた方には3つの権利が発生します。

- ① 所有権・・・遺失者が判明しなかったときに物件を受け取る権利
- ② 報労金・・・遺失者が判明した時にお礼を受ける権利
- ③ 費用請求権・・・遺失物を届けるのに要した費用がある場合に請求する権利

拾得者は上記①～③の全ての権利を主張することもできますし、全ての権利を放棄することもできます。

A この権利を**施設占有者**が主張するためには、

- 施設占有者が自ら落とし物を拾得したときや、施設利用者やお客さまが落とし物を拾得して施設占有者に提出をしたときに、**その翌日から起算して7日以内**に警察署長へ届けなければなりません。

B この権利を**施設利用者やお客さま**が主張するためには

- 落とし物を拾得して、**24時間以内**に施設占有者へ提出しなくてはなりません。

※ 施設利用者やお客さま等の拾得者のことを「施設内拾得者」といいます。

#### ① 所有権について

##### 7. 拾得物の所有権を取得できる場合

警察署長が拾得物の届出を受けた後、保管期間（3ヶ月）を経過しても遺失者が判明しなかったときは、

- 施設内拾得者が落とし物を拾った場合は、施設内拾得者が所有権を取得します。
- 施設占有者自らが落とし物を拾った場合は、施設占有者が所有権を取得します。

##### イ. 拾得物の所有権を取得できない場合

施設内拾得者が、落とし物を拾った時から、24時間以内に施設占有者に拾得物を提出しなかったときは、所有権のほか報労金を請求する権利や費用請求権を取得することができません。（失権といえます）

##### ウ. 拾得物の所有権が移る場合

施設内拾得者が、拾得物に対する所有権を放棄したときや、24時間以内に施設占有者に拾得物を提出することなく失権となったときは、施設占有者に所有権が移ります。

ただし、

- 施設占有者自身が落とし物を拾ったときや、施設内拾得者が拾得物に対する所有権を放棄するか、失権となってしまったことにより、施設占有者に所有権が移った場合でも、施設占有者が拾得物を7日以内に警察署長に届出しなかったときは、施設占有者は、失権になってしまいます。

- 施設内拾得者が落とし物を拾った時から、24 時間以内に施設占有者に拾得物を提出すれば、施設占有者が 7 日以内に警察署長に届け出なかったとしても、施設内拾得者の権利は保護されます。

## ② 報労金（お礼）について

拾得者は、遺失物法第 28 条により、拾得物の 5% から 20% の範囲で遺失者から報労金（お礼）を受け取ることができます。

ただし、施設内拾得者が拾得した場合は、前記の範囲の額を施設内拾得者と施設占有者で折半することになります。

なお、施設内拾得者か施設占有者いずれかが報労金を受け取る権利を放棄した場合でも、お礼については折半した残りの割合のみになります。

報労金の請求権は、拾得物が遺失者に返還された後 1 ヶ月を経過すると請求できなくなります。

## ③ 費用請求権について

施設内拾得者が施設占有者に拾得物を届けるために運搬費、交通費を要した場合や施設占有者が警察へ届けるまでに運搬費、交通費を要した場合及び保管に要した費用がある場合、拾得物を引き取る者にその費用を要求することが出来る権利です。

費用請求権についても、拾得物が遺失者に返還された後 1 ヶ月を経過すると請求できなくなります。

拾得物に関する権利の早見表

| 一般拾得者から施設占有者への差し出し | 施設占有者から警察署長への届出 | 報労金（5%～20%） |       | 所有権（満期後） |     |
|--------------------|-----------------|-------------|-------|----------|-----|
|                    |                 | 一般拾得者       | 占有者   | 一般拾得者    | 占有者 |
| 24 時間以内            | 1 週間以内          | 1 / 2       | 1 / 2 | ○        | ×   |
| 24 時間以内            | 1 週間超           | 1 / 2       | ×     | ○        | ×   |
| 24 時間以内            | 権利放棄            | 1 / 2       | ×     | ○        | ×   |
| 24 時間超             | 1 週間以内          | ×           | 1 / 2 | ×        | ○   |
| 24 時間超             | 1 週間超           | ×           | ×     | ×        | ×   |
| 24 時間超             | 権利放棄            | ×           | ×     | ×        | ×   |
| 権利放棄               | 1 週間以内          | ×           | 1 / 2 | ×        | ○   |
| 権利放棄               | 1 週間超           | ×           | ×     | ×        | ×   |
| 権利放棄               | 権利放棄            | ×           | ×     | ×        | ×   |

#### 4. 所有権を取得できない物件について

遺失物法第35条により、次のいずれかに該当する物件について、所有権を取得することができません。

① **法令の規定によりその所持が禁止されている物(以下禁制品という)**

(法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であって政令で定めるものを除く)

例) 銃・毒薬・火薬など

| 禁制品    | 所持禁止等の法的根拠  |
|--------|-------------|
| 銃砲・刀剣類 | 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 麻薬     | 大麻取締法       |
| あへん    | あへん法        |
| 覚せい剤   | 覚せい剤取締法     |
| 大麻     | 麻薬及び向精神薬取締法 |
| 火薬・爆薬  | 火薬取締法       |
| 毒物・劇物  | 毒物及び劇物取締法   |

② **個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録**

例) 運転免許証、パスポート、クレジットカード、預金通帳、定期券 等

③ **個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録**

例) 手帳、パソコン、USB 等

④ **遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録**

例) 住所録、携帯電話、電子手帳、名簿等

⑤ **個人情報データベース等が記録された文書、図画、又は電磁的記録**

例) 企業の顧客リスト等

## 5. 施設占有者の義務

### ① 施設内で落とし物が拾われ施設占有者に提出されたとき

#### ア. 拾得物の受領と届出または返還

施設占有者は施設内で拾われた落とし物は、受け取って、適正に保管管理し、遺失者へ返還するか警察に届ける義務があります。施設占有者自身が管理している場所以外での落とし物は直接警察へ届けるよう案内してください。

#### イ. 預り書の交付

施設内拾得者から拾得物の提出を受けた施設占有者は、当該拾得者の求めに応じ、「拾得物件預り書」（書面の例は別紙1 拾得物件預り書を参照してください）を交付し、拾得物に関する権利について確認します。

#### ウ. 拾得物の台帳管理

不特定多数の人が利用する施設は、拾得物が遺失者に返還されるか警察署長に届出するまでの間は、拾得物の種類、特徴、拾得日及び場所について公衆の見やすい場所に掲示するか、いつでも閲覧できるよう管理事務所等に任意の帳簿などを備え付けなければいけません。（書面の例は別紙2 拾得物件台帳（閲覧用）を参照してください。）なお、遺失者以外の人がなりすまして拾得物件を受け取ることがないように、物品のブランド名や具体的なロゴや模様、金額は明記しないなど、記載内容には十分ご注意ください。

#### 拾得者の義務

施設内で物件を拾得した拾得者は速やかに当該物件をその施設の占有者に交付しなければならない。【遺失物法第4条第2項】

#### 施設占有者の義務

ア. 拾得者から交付を受けた施設占有者は、物件を遺失者に返還するか、警察署長に提出しなければならない。【遺失物法第13条第1項】

イ. 拾得者から交付を受けたことを証する書面を拾得者の求めに応じて交付しなければならない。【遺失物法第14条】

ウ. 施設占有者は交付を受けた物件について遺失者に返還するか警察署長に提出するまでの間、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。【遺失物法第15条】

エ. 施設占有者のうちその施設を不特定多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、

- ・物件の種類及び特徴
- ・物件の拾得の日時及び場所

を施設の見やすい場所に掲示するか書面を管理する場所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。【遺失物法第7条及び16条】

**② 遺失者への返還(※警察署へ拾得物を届出する前に遺失者が判明した場合)****7. 返還**

遺失者が判明した場合は、遺失者に遺失物の特徴を聞き取り、保管中の物件と照合した上で遺失者の求めに応じて返還してください。

ただし、返還する際に当該物件が落としたものではなく、盗まれた物件と判明した場合や、禁制品であった場合はただちに通常届出を行っている警察署へ通報し、その措置を照会してください。

**4. 受領書の徴収**

遺失者へ拾得物を返還する時は、遺失者に返還したことを証明する書類(受領書)を作成しておくことが望ましいです。(受領書は別紙3を参考にしてください。)

**ウ. 遺失者への説明**

施設内拾得者がお礼を受ける権利や費用請求権を主張している場合でかつ遺失者に氏名を告知する同意を得ている場合には、施設内拾得者の氏名等を遺失者にお知らせし、速やかにお礼等を行うよう伝えてください。

**1. 施設内拾得者へ返還の連絡**

返還後、施設内拾得者が権利を主張されている場合は、返還したことをお伝えください。

**③ 警察署長への物件の提出****7. 拾得物の届出**

施設占有者は拾得物に係る情報を掲示等しても遺失者が判明しないときは、物件の提出を受けた日(又は自ら拾得した日)の翌日から起算して7日以内に「拾得物件提出書」(別紙4提出書参照)に拾得物を添えて警察署へ届出してください。

7日以内に届出しないと、施設占有者は拾得物件に係る権利を失います。

なお、別紙4はモデル様式であり、すでに使用している様式がある場合はそのままでも差し支えありませんが、権利関係等、別紙4を参考に内容を網羅してください。

**4. 預り書の受領**

拾得物と拾得物件提出書を届出していただいた際、警察署長から「拾得物件預り書」をお渡しします。この書類は、後日、遺失者が判明せず、拾得者が物件を受領する場合に必要となりますので、紛失しないようにしてください。万が一、紛失したときは、物件を届出した警察署会計課に連絡してください。

**ウ. 警察へ届出後に遺失者が判明した場合**

警察署長に届出した後、拾得物の遺失者が判明し、返還の申し出があったときは、届出した警察署名及び前記イでお渡ししてある「拾得物件預り書」に書かれてある「受理番号」を案内し、保管の有無、返還手続き要領等を当該警察署へ問い合わせるよう教示してください。なお、警察署に提出後3ヶ月が経過した物件については、遺失者に返還することはできません。

## 6. お客様等(施設内拾得者)が拾得した時

### ① 施設内拾得者が拾得物を施設占有者に提出した場合

以下の事項を確認してください

#### 7. 拾得日時・場所

いつどこで拾得物を見つけたか詳しい場所と日時を聞いてください。遺失者を特定するための手がかりとなります。もし、提出された時間が拾得した時から24時間以上経過している場合は拾得物に関する権利がないことを説明してください。

#### 4. 拾得物に関する権利をどうするか

この要領の2頁から3頁に記載している①から③の権利について放棄するか主張するか確認してください。施設内拾得者に権利を確認していないと施設内拾得者の全ての権利が有権の取扱いとなり、施設占有者は所有権を主張できなくなります。

施設内拾得者が権利を主張する場合は拾得者の住所・氏名・連絡先電話番号を聞いて記録してください。

#### ウ. 遺失者が見つかった場合に氏名・連絡先の告知に同意するか

施設内拾得者がお礼を受ける権利又は費用請求権を主張している場合は、遺失者に施設内拾得者の氏名と連絡先を伝える必要があります。告知に同意しないとお礼等を受けとることができないことをお客様等にお伝えください。

#### エ. 拾得物の提出を証する書面の交付を希望するか

拾得物の提出を受けたことを証する書面は、遺失物法上、拾得者からの求めに応じて交付すればよいことになっていますが、一般の方はこの規定を知らないことも多いことから、後のトラブル防止のため施設占有者から書面の交付を希望するか確認して、希望があった場合は書面を交付するようにしてください。(別紙1が例示書類)

### ② 施設内拾得者が拾得物を直接警察へ届出した場合

お客様等が拾得した場合において、施設占有者の同意があれば、施設占有者を介さず警察署長へ直接届出したとしても、施設占有者から警察署長にその拾得物を届出したものとみなして取り扱うことができます。

この場合は、施設内拾得者が警察署長へ拾得物を直接届出した都度、個々に施設占有者の同意を得る必要がありますが、事前に施設内拾得に対する同意書(別紙5)を警察署長に届出していただければ、その都度確認の手間をかけることなく警察で受理した後で施設占有者に届出内容を通知することができ、施設占有者やお客様等の利便を図ることができますので、ご協力ください。

## 7. 保管期間満了後の取扱い

### ① 施設占有者への引渡

警察署長に届出して3ヶ月経過しても遺失者が判明しない拾得物のうち、施設占有者が権利を有しているものについては、施設占有者に交付されます。(遺失物法第35条に規定する禁制品と個人情報関連物件を除く)

6頁でご説明した「拾得物件預り書」の所定の欄に**施設占有者の所在地、氏名を記載し、施設の従業員証等の身分証をお持ちの上**、届出した警察署会計課へお越してください。

### ② 施設内拾得者への引渡

施設内拾得者の拾得物で、施設内拾得者が権利を有している場合は、拾得物の交付は警察署長が直接行いますので、施設占有者における手続きはありません。

### ③ 兵庫県への帰属

警察署長に届出した拾得物で3ヶ月を経過しても遺失者が判明せず、その後2ヶ月の間に、施設内拾得者や施設占有者へ交付されなかった拾得物は兵庫県に帰属することになります。(兵庫県に所有権が移ります。)

## 8. 罰則規定

### ① 遺失物法第41条

施設占有者が拾得した物件又は施設内拾得者から提出された物件を警察署長に届出なかった場合において、遺失者または施設内拾得者の利益を保護するために行った兵庫県公安委員会からの指示に従わなかったときは、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられます。

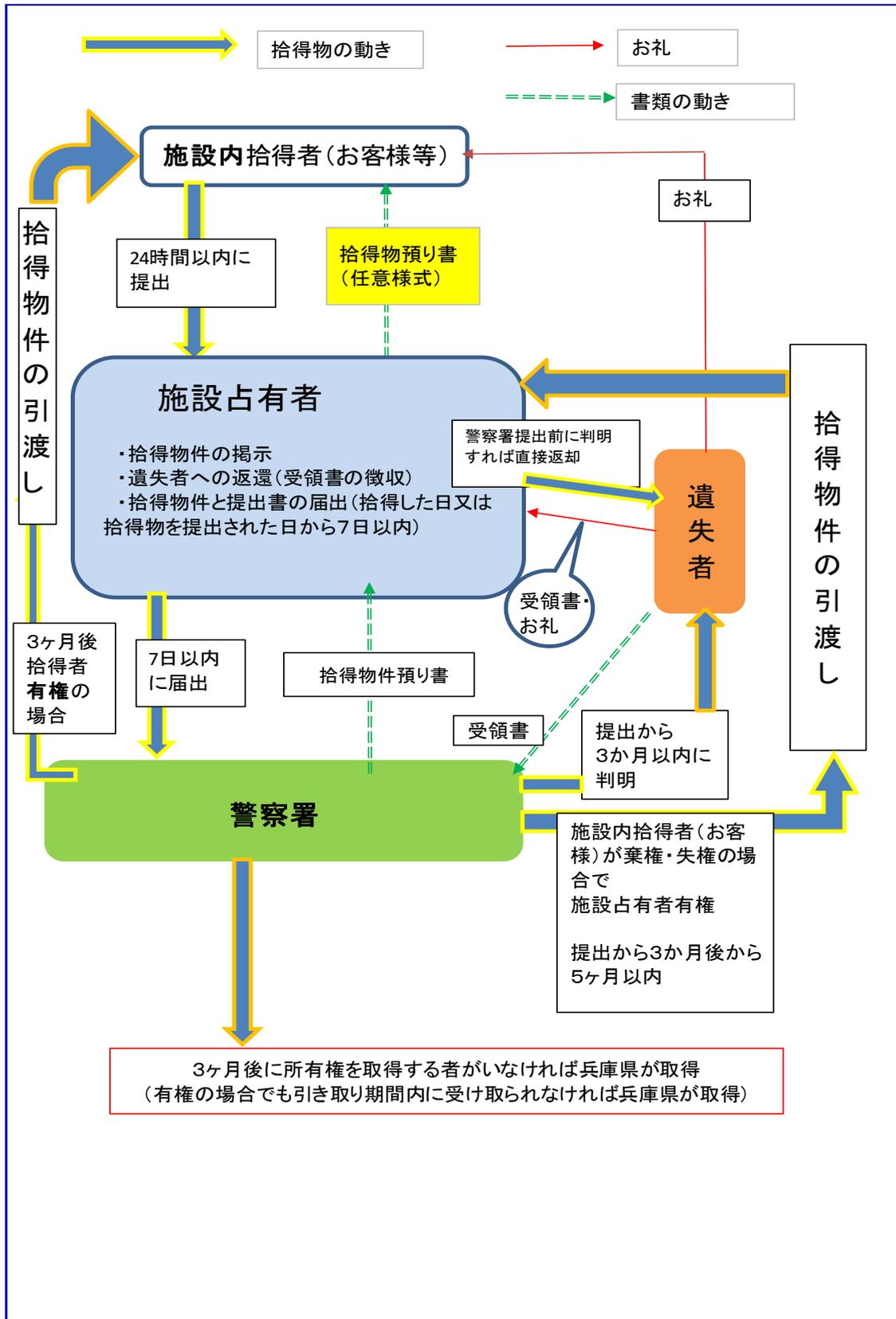
### ② 遺失物法第42条第1号

施設内拾得者から提出された拾得物件に関し、施設内拾得者からの求めに応じて書面を交付しなかった又は虚偽の記載をした書面を交付したときは、30万円以下の罰金を科せられます。

### ③ 遺失物法第42条第5号

兵庫県公安委員会から拾得物件に関する報告又は資料の提出に応じなかった、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出したときは、30万円以下の罰金を科せられます。

9. 施設内で落とし物が拾われた時の流れ



## 10. 特例施設占有者制度について

特例施設占有者とは

遺失物法第17条及び遺失物法施行令第5条により定められた、不特定かつ多数の者が利用する施設の占有者であって、兵庫県公安委員会から指定を受けた施設占有者のことをいいます。

次の点について通常の施設占有者とは取扱いが異なります。

- ① 特例施設占有者の指定を受ければ、10万円以上の価格の拾得物を除いた全ての拾得物の保管が施設占有者自らできるようになります。警察署へ大量の拾得物を届出する必要はなく、書類の提出のみとなります。
- ② 拾得物の届出期間が1週間から2週間に延長されます。(2頁「拾得物に関する権利」参照。)

その他帳簿の備え付けなど、特例施設占有者についてまとめた資料もありますので、警察署へお問い合わせください。

## 11. 電磁的記録による取扱い

拾得物の情報をデータとして管理し、作成したデータにより警察署に届出することができる「遺失物管理プログラム」を無償で提供しています。このしおりと同様に兵庫県警察のホームページ上に掲載しております。こちらのプログラムは別紙1の拾得物件預り書、別紙2の拾得物件台帳(閲覧用)、別紙4の内容を網羅した提出書兼拾得物件台帳等帳票の出力もできます。

このプログラムの使用により、拾得物件の管理、提出手続きの合理化が図れますので、導入をお勧めいたします。使用方法などご不明な点がございましたら、兵庫県警察本部会計課監査第三係までお問い合わせください。

|  |
|--|
| 兵庫県警察本部総務部会計課監査第三係<br>電話 078-341-7441(代表)<br>内線 2264・2265・2266 |
|--|